

「神戸市国民健康保険料延滞金事務取扱要綱」の改正並びに「神戸市後期高齢者医療保険料延滞金事務取扱要綱」及び「神戸市介護保険料延滞金事務取扱要綱」の制定に対する意見の内容及び意見に対する市の考え方

○実施期間：令和4年2月25日（金）～令和4年3月26日（土）まで

○意見数：1人（1件）

No.	意見の概要	神戸市の考え方
1	<p>今回の取り扱い改正案に、賛成である。</p> <p>本料が2年の時効で消滅し或いは完済して消滅しているのに、延滞金だけ5年の時効消滅まで催促し続けるというのは、不合理である。</p> <p>本料が時効消滅するまでの早期の間に、延滞金も含めて集中的に国保料等の納付促進を全力で図ることが重要である。</p>	<p>本市としては、延滞金は本料に付随しているものと解釈します。</p> <p>短期消滅時効を定めた法の趣旨を鑑みても、延滞金の時効を本料と同一とすることが合理的な運用であると考えます。</p> <p>本市としても、本料が時効消滅となるまでの納付促進に努め、収納率の向上を図るとともに公平性の確保に努めてまいります。</p>